



平成 26 年 5 月 28 日

各 位

会 社 名 NTN株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 高木 重義  
(コード番号 6472 東証 第一部)  
問 合 せ 先 広報・IR 部長 孝橋 宏二  
(TEL. 06-6443-5001)

## シンガポール競争委員会からの決定受領について

2014 年 5 月 27 日、当社及び当社のシンガポール子会社は、シンガポール競争委員会から市販用ベアリング(軸受)に関する決定を受け取りましたので、下記の通りお知らせいたします。

### 記

#### 1. 決定の主な内容

シンガポールにおける市販用ベアリング(軸受)の取引に関して、シンガポール競争委員会が、当社及び当社のシンガポール子会社である NTN BEARING-SINGAPORE (PTE) LTD. に対し、2006 年 1 月から 9 月の間のシンガポール競争法違反行為について、計 455,652 シンガポールドル(約 37 百万円)の制裁金を課すことを決定しました。

#### 2. 経緯

当社及び上記 1 社は、2013 年 2 月より、市販用ベアリング(軸受)の取引に関してシンガポール競争法違反の疑いがあるとの理由で、シンガポール競争委員会の調査を受けておりました。本年 3 月には、調査の進展に伴い、発生しうる損失額を見積もり、独占禁止法関連損失引当金繰入額を特別損失に計上しております。

当社は、法令・ルールの遵守に努めてきたにもかかわらず、このような事態になり、株主、お客様をはじめ、関係の皆様には多大なご心配をおかけしておりますことを、深くお詫び申し上げます。

当社といたしましては、本決定を受領したことを、厳粛かつ真摯に受け止めるとともに、今後とも法令、社会規範、倫理、社内規程などの遵守をグローバルに徹底し、公正・誠実な競争による事業活動を推進してまいります。

#### 3. 業績への影響について

本件による業績予想の変更はありません。

以上